



### 国民年金保険料免除・納付猶予申請をした方へ

平成29年度（平成29年7月から平成30年6月まで）の受付が、7月3日から始まりしました。

免除申請の場合は、「申請者本人、申請者の配偶者、世帯主」のそれぞれの前年所得について、納付猶予のみの場合は、「申請者本人、申請者の配偶者」のそれぞれの前年所得について審査を行います。

#### 【審査結果のお知らせについて】

- 村で所得確認し、日本年金機構での審査終了後、ハガキで審査結果の通知書が送付されます。審査などには受付後2～3か月ほどかかりますので、あらかじめご了承ください。
- 審査結果が出るまでの間、納付案内書や催告状などが送付されることがあります。また、電話や戸別訪問による納付のご案内を差し上げる場合もありますが、その際は大変お手数でも「免除申請中」の旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

#### 【口座振替をご利用いただいている方へ】

- 免除申請をされてから承認されるまでの間は口座振替が止まりません。すぐに口座振替をお止めになりたい方は「国民年金保険料口座振替辞退申出書」を提出していただく必要があります。

※平成29年度分（平成29年7月から平成30年6月まで）を申請された方のみ。

#### 【<sup>ついの</sup>追納制度について】

- 全額免除または納付猶予が承認された期間および一部免除にかかる保険料を納付した期間は、10年以内であれば後から保険料を納付（追納）することにより、将来受け取られる老齢基礎年金の額を増やすことができます。
- 免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目（承認を受けた保険料が平成29年度の保険料である場合は平成32年度）以降に保険料を追納される場合には、承認された期間にかかる当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
- 追納は古い月分から納付していただくこととなりますのでご注意ください。（ただし、免除の種類により優先順位があります。）
- 追納を希望される場合には、お申し込みが必要です。年金事務所までご連絡ください。

### 日本年金機構からのお知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、**25年から10年に短縮**されました。対象となる方には日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら「**ねんきんダイヤル（0570-05-1165）**」で予約のうえ、できるだけ早めの手続きをお願いします。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤